

# 事前相談申込書

様式 CK1-20220401

申込日 年 月 日

御中

## 1. 申込みの概要

|                |  |   |      |      |
|----------------|--|---|------|------|
| 依頼者            | 会社名                                    |   |      |      |
|                | 所在地                                    |   |      |      |
|                | 所属・担当者                                 |   | 電話番号 |      |
|                | E-mail                                 |   | FAX  |      |
|                | 一般送配電事業者又は配電事業者の同一法人<br>又は親子法人等 該当有無※1 | <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 |      |      |
| 発電設備等の<br>設置場所 |  |   |      |      |
| 発電設備等の種類       | 連系先一般送配電事業者<br>又は配電事業者                 |   |      |      |
| 発電設備等容量        | kW                                     | 希望連系点※2   | 高压連系 | 電柱番号 |
| 最大受電電力※3       | kW                                     |   | 特高連系 |      |
|                |  | 希望受電電圧※4  | kV   |      |

※1 送電系統を運用する一般送配電事業者又は配電事業者の同一法人又は親子法人等である特定系統連系希望者（最大受電電力の合計値が1万キロワット以上の発電設備等の連系等を希望する者）の申込み先は、電力広域的運営推進機関となります。

※2 希望する送配電設備の連系点がありましたら、電柱番号・送電線名等をご記入ください。

※3 電力系統側に流出する最大電力（発電設備容量－自家消費電力）をご記入ください（自家消費電力が不明の場合は記入不要です。）。

※4 希望する連系電圧をご記入ください。

## 2. 添付資料（※添付資料がある場合のみご記入ください。）

- ・ 発電設備等設置場所の位置図

### <注意事項>

- ・ 特別高压以上の送電系統に関しては、各一般送配電事業者等がホームページ上で公表している系統連系制約マッピング情報でも連系制限が想定される地域を確認することができます。
- ・ 申込書1枚につき1箇所の連系点について確認いたします。検討料は不要です。
- ・ 本申込書に対する回答内容は以下のとおりです。

#### 【希望受電電圧が高压であって、配電用変電所が存在する送電系統の場合】

- (1) 配電用変電所における配電用変圧器の熱容量に起因する連系制限の有無。連系制限がある場合には配電用変電所における配電用変圧器の熱容量から算定される連系可能な最大受電電力
- (2) 最大受電電力に対してバンク逆潮流（配電用変電所における配電用変圧器の高压側から特別高压側に流れる潮流をいいます。）の発生に伴う連系制限がある場合は、バンク逆潮流の対策工事を実施せずに連系可能な最大受電電力。
- (3) 想定する連系点から連系を予定する配電用変電所までの既設配電線路互長

#### 【希望受電電圧が高压であって、配電用変電所が存在しない一部の離島系統の場合】

- (1) 高压流通設備の熱容量に起因する連系制限の有無。連系制限がある場合には高压流通設備の熱容量から算定される連系可能な最大受電電力
- (2) 想定する連系点から始点となる電気所までの既設高压流通設備の線路互長

#### 【希望受電電圧が特別高压である場合】

- (1) 送変電設備の熱容量に起因する連系制限の有無。連系制限がある場合には送変電設備の熱容量から算定される連系可能な最大受電電力
- (2) 想定する連系点から発電設備等の設置場所までの直線距離

- ・ 本申込書に対する回答内容は、希望する送電系統への連系可否を確定するものではありません。
- ・ 本申込書により得た依頼者等の情報については、連系制限有無の確認および申込状況の管理、統計に使用されます。また、電力広域的運営推進機関の送配電等業務指針に基づき、一般送配電事業者又は配電事業者へ依頼された申込内容の一部を電力広域的運営推進機関に報告する場合があります。

※ 連系制限とは既設送変電設備の空き容量不足等により設備増強（アクセス線新設を除く）が必要な場合をいいます。

以上